

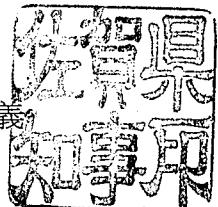
医第835号
平成29年6月12日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
代表 石丸 初美 様

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同世話人 野中 弘樹 様

玄海原発反対からつ事務所
代表 北川 浩一 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県知事への要請・質問書に対する回答について

2017年4月10日に提出のあった要請・質問書について、別添のとおり回答します。

平成29年4月10日付け質問書に対する回答

① 離島や自然災害で孤立する可能性のある地域では、住民に安定ヨウ素剤を事前配布することを基本的に認めています。規制庁と内閣府は、佐賀県からは要請がなく、長崎県からは要請があったため鷹島で事前配布を実施していると述べています。

<質問1>なぜ、佐賀県は要望しないのですか。

(答)

- U P Zについては、まずは屋内退避をして、放射性プルームが通過した後、空間放射線量を測定し、避難および安定ヨウ素剤の服用を判断することとなっており、服用指示が出された場合に、各離島の診療所に備蓄している安定ヨウ素剤を、医師や診療所職員もしくは本土から避難支援に来る唐津市職員が緊急配布する体制をとっています。
- これらの体制については、唐津市とともに点検・協議し、離島の特殊性を踏まえた配布体制の充実を図っていきます。

② 幼稚園や保育所等での事前備蓄、幼稚園等にかよっていない子どもたちへの事前配布について、規制庁と内閣府は基本的に認めています。

<質問2>佐賀県はなぜ子どもたちへの事前配布を実施しないのですか。

(答)

- U P Zの学校や幼稚園については、地震等が発生し、警戒事態になった段階で、まずは保護者への児童等の引き渡しがなされることとなっています。
- しかし、例えば、保護者の被災等により引き渡しができない中で避難指示等が出された場合などには、学校や幼稚園で市町や県が用意するバス等で避難し、緊急配布場所に立ち寄り安定ヨウ素剤を受け取ることになります。
- 学校や幼稚園、福祉施設等であらかじめ備蓄をしておけば、緊急配布場所に立ち寄り等せずとも服用ができるという面もありますが、一方、緊急時とはいえ、副作用の可能性がある薬の配布を医療関係者でも自治体職員でもない者にどこまで責任を担わせられるのかという課題もあります。
- いずれにしても、より適切に緊急配布ができる備蓄のあり方について、県としても市町に助言していきます。